



Risk Flash No.71 (Vol.3 No.9)

発行：滋賀大学経済学部附属リスク研究センター
 発行責任者：リスク研究センター長 久保英也
 〒522-8522 滋賀県彦根市馬場1-1-1
 TEL:0749-27-1404 FAX:0749-27-1189
 e-mail: risk@biwako.shiga-u.ac.jp
 Web page: <http://www.econ.shiga-u.ac.jp/main.cgi?c=10/2>

- 研究紹介：「ポスト皆保険化時代の中国医療保障」プロジェクトの紹介・・・Page 1
- 今週の著書紹介：内外経済経営リスクとリスク管理・・・Page 2
- 教員紹介：能登真規子・リスク研究センター通信・・・Page 3

研究紹介

「ポスト皆保険化時代の中国医療保障」プロジェクトの紹介

り れん か
 経済学部特任准教授 李 蓮花

本プロジェクトは、リスク研究センターの大型プロジェクト「東アジア4カ国の保険共同研究における拠点形成の推進」の一環として、近年交流を深めてきた中国東北財経大学（大連市）との国際共同研究として企画されたものです。

1980年代以来の市場化改革により、中国の病院は利益追求を至上とする営利組織と化し、総保健支出に占める個人負担の割合は21.2%（1980年）から59.0%（2000年）まで激増しました。病気は生活の安定を脅かす最大のリスクの1つで、医療は国民の不満が最も大きな社会問題となりました。そこで胡錦濤政権は、国民皆保険を通じた最低限の医療保障を「和諧社会」（調和のとれた社会）の社会政策の目玉としました。具体的には、1998年に導入された「都市部被用者基本医療保険」に続き、2003年には「新型農村合作医療制度」、2007年には「都市部住民医療保険制度」が新設され、後者の2つの制度に多額の財政補助が投入されました。加入率だけをみれば、皆保険化の目標（9割以上）は現在ほぼ実現されました。

しかし、これで問題が解決されたわけではありません。医療問題の根源が行きすぎた市場化と医療機関の営利行為にあるとすれば、皆保険化によるアクセス保障と同時に、供給側への効果的な規制が必要不可欠であります。市場化過程で多くの既得権を獲得した病院、製薬会社、医療関係者などへの改革は、いままでに比べ遙かに困難で複雑であると予測されます。と同時

に、現在低すぎる保障水準の改善と迫ってくる高齢化、成長率の鈍化への準備との調整という難題にも、これからは正面から取り組まなければなりません。

このような認識に基づき、本プロジェクトは、いままであまり分析されなかった医療供給側の改革課題に重点を置きながら、供給と需要の両方の視点から「ポスト皆保険化時代」の中国の医療保障システムにアプローチしようとしています。メンバーは現在、日本側4人と中国側6人から構成され、医療提供システムと病院経営、診療報酬、医師の行動と分布、保険者機能、医療保険財政の持続可能性、医療救助、民間保険と社会保険の関係など多様な視点から中国の医療を分析します。新しい段階に入った中国医療改革の実態および課題を詳しく分析するとともに、同じく皆保険体制を有する日本の経験・教訓を参考にしながら、現在の中国に必要な、より「公平・効率・良質」な医療のための改革案を提示することを目標としています。

中国の医療保障システム(2011)

都市		農村
企業福祉、民間保険		
都市部被用者基本医療保険	都市部住民基本医療保険	新型農村合作医療制度
<ul style="list-style-type: none"> • 1998年より • 都市部の企業、政府機関などに雇用されている被用者と退職者 • 加入者: 約2.37億人 (1.78+0.59) 	<ul style="list-style-type: none"> • 2007年より • 都市部被用者保険の未加入者(青少年、無職、高齢者など) • 加入者: 約1.95億人 	<ul style="list-style-type: none"> • 2003年より • 農村住民 • 加入者: 約8.32億人 • カバー率: 97%
都市医療救助制度		農村医療救助制度

今週の著書紹介

内外経済経営リスクとリスク管理

著者：滋賀大学名誉教授、大阪学院大学教授 有馬敏則
収録：滋賀大学経済学部研究叢書第47号、2012年3月

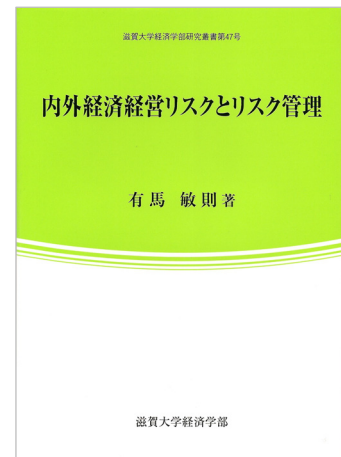
概要：

本書は、全9章と補章1章から構成されています。ここ8年間に『彦根論叢』、『滋賀大学経済学部年報』、『証券経済学会年報』等々で公表した論文を、「リスク管理」の視点から再編集し、できるだけ現在の時点まで言及出来るように加筆、修正したものです。

第1章金融リスクとリスク管理は、金融リスクの種類、広義・狭義の金融機関の抱えるリスク、金融リスク管理の理論の変遷について述べています。第2章カントリーリスク管理とBIS統計は、カントリーリスク概念の推移、信用リスク移転取引としてのクレジット・デリバティブ、海外銀行の現地通貨建て現地向け与信増加、BIS国際与信統計の拡充・整備等について検討しています。第3章世界大不況と証券化リスク管理、第4章社会保障費拡大とソブリンリスク管理は、リーマンショック後の世界大不況の発生メカニズムとそれによる国・地方公共団体の財政赤字の増大と医療費削減の実態について考察しています。第5章財政投融资資金と国債市場

のリスク管理は、郵貯・簡保・年金積立金と国債市場のソ

ブリンリスク問題、そして、それぞれのリスク管理体制について検討しています。第6章ヘッジファンドの動向と国際資金移動のリスク管理、第7章SMIFTと国際ネットワークのリスク管理は、国際的資金移動の主役たるヘッジファンドの行動理念と実態、国際資金移動の主役たるSWIFTのネットワークシステムについて考察しています。第8章準備通貨の多様化と為替リスク管理、第9章国際通貨制度の動揺と国際金融リスク管理は、国際通貨制度の構造的変化と、外貨準備として保有されている各国通貨の動向について、「国際金融リスク」という新概念を使って分析しています。そして補章近江商人のリスク管理―「三方よし」と「陰徳善事」―では、日々の取引の中でリスク管理を厳密に行った近江商人の経営哲学について考察しています。



著者のつぶやき

本書の原稿を執筆していた2012年1月時点では、EUの「共通通貨ユーロ」に対する信用不安は、沈静化したように思われていました。しかし5月のフランスやギリシャの総選挙により、

また信用不安が再燃しようとしています。本書で検討したリスク管理が、ますます重要になって来ているようです。

教員紹介 「能登真規子」

社会システム学科法システム講座の能登です。2004年4月に滋賀大学経済学部に着任しました。専門は民法学で、主な研究対象は契約法、特に保証契約に関する法です。

契約は両当事者の合意に基づいて成立します。保証契約を締結することで、保証人は、契約の相手方である債権者に対し、主債務者が債務を履行しないときにその履行をするという保証債務を負いますが、これも保証人の意思なしでは成り立ちえません。ところが、保証人が現実に履行を迫られることになるかどうかは、保証契約締結時にはわかりません。そのため、しばしば保証人の悲劇が生じます。保証人が支払えないほど高額な保証債務の履行を迫られ、経済的破綻に見舞われるのです。

こうした事態への対処としては2つのアプローチが考えられます。1つは、保証契約の軽率な締結を回避しようとするというものです。2005年4月施行の民法改正により、保証契約の成立には書面が必要となり、貸金等債務の根保証については極度額（保証人の支払うべき金額の上限）が定め

られることになりました。保証人が、契約成立時に、自らリスクを評価し、十分に納得したうえで保証債務を引き受ければよいという発想に立っています。もう1つは、当事者の私的自治の問題にとどめず、より積極的に、保証契約の内容をコントロールしようとするものです。信義則を介して保証人の責任制限を行うわが国の裁判例や他国の立法例、わが国の身元保証法などに見られます。

わが国では、貸金等債務の保証・根保証以外にも、継続的な売買、住居の賃貸借、就職等の際の身元保証など多くの場面で保証が用いられますが、保証人は、時に主債務者である身内や知人から保証人になるよう頼まれ、そうそう断われないという状況の下で保証契約を締結します。わが国の社会における保証という担保への需要と保証人保護のバランスを考えながら、保証制度のあるべき姿を探求しています。

社会システム学科准教授 の と ま き こ
能登真規子

リスク研究センター通信

リスク研究センターセミナー報告

5月31日（木）に龍谷大学のウィリアム・ブラッドリー教授をお招きし、「新自由主義のリスクマネジメントと日本の将来」をテーマにご講演頂きました。

ブラッドリー博士の興味深いセミナーは、世界の異なる地域は異なる感情によって支配されているという、ドミニク・モイジの「感情の地政学」理論の紹介から始まりました。日本は、中国やインドなど「希望」のアジアと、ヨーロッパやアメリカなど「恐怖」を特徴とする先進地域に位置するといえます。日本では、経済衰退や核の危機からくる「恐怖」と、新しい政治や日本の文化的再生への希望とが均衡を保っています。後者に関しては、「希望プロジェクト」のように、多くの若者（若者以外の人もありますが）が行っているボランティア活動に典型的に見られます。

経済学者や政治学者などの社会科学研究者は、「感情」を研究の一部として議論することに慎重です。むしろ、人間を合理的な行為者として扱い

たがります。新自由主義の核心は、社会生活の諸側面における市場の役割に対する極めて合理的なアプローチにほかなりません。1980年代、新自由主義の信奉者であったアメリカのレーガンや、イギリスのサッチャーは、国家は、競争を阻害する制度やメカニズムの修正に「充分」に介入する存在であるべきだと考えました。新自由主義は、個人が自分の福祉や成功に対して自ら責任を取ることを促進する点において、「リスク」と関連しています。しかしながら、今回の世界的金融危機は、新自由主義の資本主義が末期的な危機をはらんでいる可能性があることを露呈しました。次に何が起こるか誰も予測できないなかで、日本には、自己責任という新自由主義的な考え方と希望・切望が同時に現れるかもしれません。大阪の橋下市長の成功も、部分的には、これら二つの感情を明確に表明できる彼の能力によるものと解釈できでしょう。

（社会システム学科教授 ロバート・アスピノール）

「リスクフラッシュご利用上の注意事項」

本規約は、滋賀大学経済学部附属リスク研究センター（以下、リスク研究センター）が配信する週刊情報誌「リスクフラッシュ」を購読希望される方および購読登録を行った方に適用されるものとします。

【サービスの提供】

1. 本サービスのご利用は無料ですが、ご利用に際しての通信料等は登録者のご負担となります。
2. 登録、登録の変更、配信停止はご自身で行ってください。

【サービスの変更・中止・登録削除】

1. 本サービスは、リスク研究センターの都合により登録者への通知なしに内容の変更・中止、運用の変更や中止を行うことがあります。
2. 電子メールを配信した際、メールアドレスに誤りがある、メールボックスの容量が一杯になっている、登録アドレスが認識できない等の状況にあった場合は、リスク研究センターの判断により、登録者への通知なしに登録を削除できるものとします。

【個人情報等】

1. 滋賀大学では、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第59号）に基づき、「国立大学法人滋賀大学個人情報保護規則」を定め、滋賀大学が保有する個人情報の適正な取扱いを行うための措置を講じています。
2. 本サービスのアクセス情報などを統計的に処理して公表することがあります。

【免責事項】

1. 配信メールが回線上的問題（メールの遅延、消失）等によりお手元に届かなかった場合の再送はいたしません。
2. 登録者が当該の週刊情報誌で得た情報に基づいて被ったいかなる損害については、一切の責任を登録者が負うものとします。
3. リスク研究センターは、登録者が本注意事項に違反した場合、あるいはその恐れがあると判断した場合、登録者へ事前に通告・催告することなく、ただちに登録者の本サービスの利用を終了させることができるものとします。

【著作権】

1. 本週刊情報誌の全文を転送される場合は、許可は不要です。一部を転載・配信、或いは修正・改変してblog等への掲載を希望される方は、事前に下記へお問い合わせください。

*尚、最新の本注意事項はリスク研究センターのホームページに掲載いたしますので、随時ご確認願います。

(<http://www.econ.shiga-u.ac.jp/main.cgi?c=10/2/3:12>)

*当リスクフラッシュをご覧頂いて、関心のある論文等ございましたら、下記事務局までメールでお問い合わせください。

発行：滋賀大学経済学部附属リスク研究センター

**編集委員：ロバート・アスピノール、大村啓喬、金秉基、久保英也、
柴田淳郎、得田雅章、宮西賢次、山田和代**

滋賀大学経済学部附属リスク研究センター事務局 (Office Hours:月一金 10:00-17:00)

〒522-8522 滋賀県彦根市馬場 1-1-1 TEL:0749-27-1404 FAX:0749-27-1189

e-mail: risk@biwako.shiga-u.ac.jp

Web page: <http://www.econ.shiga-u.ac.jp/main.cgi?c=10/2>